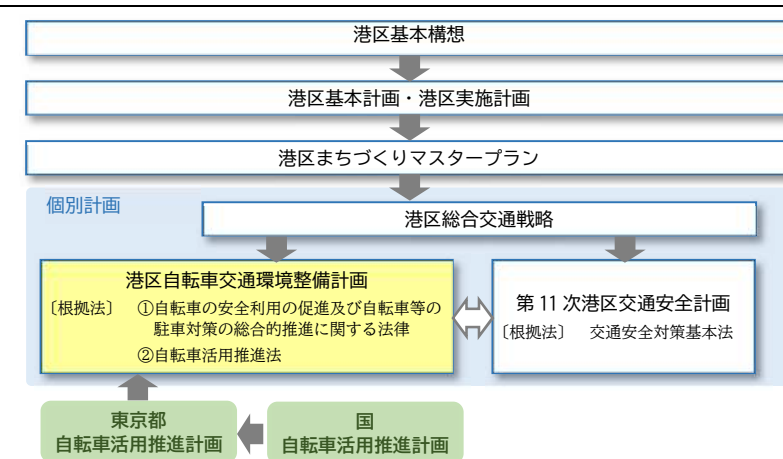


I 計画策定の目的 P1～P11

- 平成29年の自転車活用推進法の施行を受けて、全国的に自転車活用の動きが活発化する中で、放置自転車や自転車事故の発生など、自転車課題を解消しながら、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たな生活様式の中での自転車の活用のあり方が求められています。
- 本計画は、現行の自転車施策や交通安全施策等の方針を受けつぎながら、国や都の自転車活用推進の動きを踏まえ、観光振興など様々な場面で活用しやすいように、自転車走行空間の整備と連動し、自転車等駐車場の整備や自転車シェアリングの推進を計画的に進めることで自転車活用の交通環境を整え、区内での様々な自転車の活用の推進を図ることで、ゼロカーボンシティの実現にも貢献します。

■上位計画・関連計画



■国・都の法制度・計画における位置づけ



II 課題の検証 P13～P29

- 自転車の課題を検証すると、区民や来街者の自転車利用や安全遵守のソフト面である意識の不足による課題と、走行空間や駐輪環境などのハード面である基盤の不足による課題があります。

■自転車の特性の検証結果からの課題

検証に基づく個別の課題	
検証1 新たな生活様式での自転車利用の変化	① 減少していた自転車利用は、新しい生活様式により増加の傾向 ② 新型コロナウイルス感染症の影響で自転車利用は一時的に減少したが、次第に回復しつつある状況 ③ 全国的に電動アシスト付き自転車が急速に普及
検証2 新しい自転車利用への対応	④ スポーツ実施率の低い若い世代の利用促進 ⑤ 健康・スポーツ等でのニーズの発掘 ⑥ 観光・レジャーの集積地としての自転車活用推進
検証3 自転車事故の発生特性	⑦ 自転車事故の死傷者数は増加傾向で、全事故の約25%を占める状況 ⑧ 23区の中でも、若い成人世代と幼児の自転車事故が多い ⑨ 高齢者の自転車事故は重大な事故になりやすい ⑩ 区内での全交通事故の7割が来街者による事故の状況
検証4 駐輪問題の発生特性	⑪ 自転車利用の変化にあった区営自転車等駐車場の運用及び施設の改良 ⑫ 環境配慮型施設への転換による効率的な施設管理と付加価値の検討 ⑬ 放置禁止区域の指定のない駅周辺での放置自転車の集中
検証5 自転車シェアリングの利用状況	⑭ 区内の交通手段として浸透した自転車シェアリング事業の継続 ⑮ 駅からの自転車シェアリング利用ニーズに応じたポート配置の充実 ⑯ 自転車シェアリング利用者のルール・マナーの改善
検証6 自転車走行環境の整備状況	⑰ 自転車ネットワーク全112km(うち区道50km)の整備推進 ⑱ 交通安全事業と連動した子育てしやすい環境づくりの実現 ⑲ 路上駐停車、表示の経年劣化など、走行空間の機能を阻害する問題の解消 ⑳ 国、都の自転車通行空間整備計画との連携

■2つの課題と4つの視点

課題① 環境の整備段階に合わせて積極的かつ自転車を安全に活用する「意識」づくりが必要

- 新型コロナウイルス感染症の影響、自転車シェアリング等の浸透、自転車活用推進に関する法制度の整備など、自転車活用の環境が大きく変化する中で、区民の日常利用だけでなく、自転車通勤や業務活用、健康づくりやサイクリススポーツ、観光など、**新たな場面での【ゼロからプラス】に転じる活用促進**を図ることが必要

視点①
自転車を取り巻く環境の変化に見合う**積極的な活用意識**を育てる

視点②
正しいルール・マナーを知り当たり前に守るための**安全な遵守意識**を育てる

課題② 自転車を安全・安心・快適に利用できる「環境」づくりが必要

- 今発生している自転車事故、放置自転車、自転車等駐車場や自転車シェアリングのサイクルポートの不足など、安全、快適、便利を妨げる**マイナス要因を解消しゼロにする**ために、自転車走行空間や駐輪環境、自転車シェアリングサービスの充実を図ることが必要

視点③
放置することなく駐輪したい場所に止められる**駐輪環境**をつくる

視点④
住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人がどこでも自転車が使えよう**自転車シェアリング環境**を整える

視点⑤
子育て支援など、新たな視点も加えた**走行空間**をさらに充実する

次期港区自転車利用環境整備方針に反映し実現

これからの自転車交通環境をつくる【4つの基本方針】に位置付け

Ⅲ 計画の全体像 P31～P43

- 前述の課題解決に加え、自転車の交通環境について、快適に、便利に、安全に自転車を利用できるよう、以下のとおり基本理念を設定します。
- 基本理念の実現のため、ソフト面である自転車活用の「意識」づくりと、ハード面である活用を支える「環境」づくりの2つの事業分野ごとに、以下の基本方針を設定し、具体の施策の取組を進めます。
- 子育てや子どもの安全、企業活動や観光振興ですぐに取り組むべき事業を「早期実現事業」と位置付け、自転車を活用するきっかけづくりにつなげます。

基本理念 日常生活にも、余暇の楽しみにも、
快適に、便利に、安全に自転車を利用できる環境づくり

早期実現事業

とは…

「早期実現事業」は、子育てしやすく子どもの安全が守られるまち、企業活動や観光でも自転車が選択できるまちになるように、計画策定に合わせて、令和4年度に始める事業であり、すでに一部の取組はスタートしています。

港区に住む人、働く人、学ぶ人、訪れる人が自転車を使うときに抱える問題を解消し、子育てや企業活動などにもっと積極的に自転車を使うきっかけとなるよう、取り組んでいきます。

事業分野1 自転車活用の「意識」づくり

区民の駅利用や買い物、自転車通学など、これまでの日常の利用の更なる活用の推進に加えて、子育て、自転車通勤、健康づくり、観光利用など、新たな自転車活用を推進します。

一方で、自転車活用シーンの拡大により、歩行者等の安全が確保されるよう、徹底した安全意識の啓発を推進します。

基本方針1 積極活用の意識

自転車を取り巻く環境の変化に見合う積極的な活用意識を育てる

施策名	自転車等 駐車場	自転車 シェアリング	自転車 活用
1-1 「いつもの移動を健康づくりに変える」自転車活用の仕組みづくり	○	○	○
1-2 港区ならではの観光を見つけ育てる自転車活用の推進	○	○	○
1-3 自転車利用者のニーズに沿った自転車等駐車場便利機能の向上	○		○
1-4 企業の自転車通勤や業務活用の取組の支援	○	○	○

早期実現事業 子育て世帯 自転車環境改善事業

子育てをする保護者が、子どもと一緒に安心して自転車が活用できる環境づくりとサポート体制をつくります。

基本方針2 ルール・マナー 遵守の意識

正しいルール・マナーを知り、守るための安全な遵守意識を育てる

施策名	自転車等 駐車場	自転車 シェアリング	自転車 活用
2-1 成長段階に合わせた交通安全啓発の機会づくり	○		○
2-2 区外からの通勤者・通学者に対する安全啓発の充実	○		○
2-3 自転車損害賠償保険の加入促進			○
2-4 一目でわかる交通ルールの見える化の推進			○

早期実現事業 子どもの自転車損害 賠償保険加入促進事業

子どものヘルメット購入と併せ、自転車損害賠償保険の加入促進をはかり子どもと保護者の意識を高めます。また、高齢者対象の事業展開も検討します。

事業分野2 自転車活用を支える「環境」づくり

これまでに推進してきた自転車活用を支える環境づくりを引き継ぎながら、今発生している問題を解消するための整備を段階的に推進します。

公共的な交通手段として定着の進む自転車シェアリングについても、港区の自転車活用を支える環境と位置付け、推進します。

基本方針3 駐輪環境づくり

放置することなく駐輪したい場所に止められる駐輪環境をつくる

施策名	自転車等 駐車場	自転車 シェアリング	自転車 活用
3-1 区営自転車等駐車場の将来需給バランスに応じた整備・活用の推進	○	○	
3-2 民間連携による自転車等駐車場確保の推進	○		
3-3 環境配慮・健康増進等に資する駐輪環境整備	○		

早期実現事業 民設民営自転車等 駐車場協働の取組

民間自転車等駐車場の積極活用に向けた協働の取組の仕組みをつくり、これと連動して放置禁止区域の拡大を図ります。

基本方針4 自転車シェアリング 環境づくり

住む人・働く人・学ぶ人・訪れる人が、どこでも自転車が使えるよう自転車シェアリング環境を整える

施策名	自転車等 駐車場	自転車 シェアリング	自転車 活用
4-1 ビジネス、観光利用に適した計画的ポート配置の推進		○	
4-2 公共用地のポート設置の推進	○	○	
4-3 健康・スポーツ、観光での自転車シェアリング活用推進		○	○
4-4 官民連携による民間開発アプリの活用と展開		○	○

早期実現事業 民間事業者と連携した全駅 自転車サイクルポートの設置

自転車シェアリングの運営事業者や駅周辺の建物オーナー等と連携し、全駅での自転車サイクルポート設置を進めます。

Ⅳ 着実な事業推進に向けて P45～P56

- 本計画はPDCAサイクルによる着実な計画進捗を基本として、令和4年度から始める「早期実現事業」の展開を皮切りに、前期5年、後期5年で計画を推進します。
- 前期5年終了（令和8年度）時点でフォローアップ調査及び事業評価を行い、後期5年に向けた中間見直しを行います。

■計画の実施期間（スケジュール表）

	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	
自転車交通 環境整備計画	前期(令和4～8年度)					後期(令和9～13年度)					次期 計画	
						中間 見直し	次期計画 の策定					
うち、 早期実現事業	早期 実現	※前期中に成果を 発揮										
うち、 その他の事業	準備 期間	前期事業を実施				準備 期間	後期事業を実施					
(関連) 自転車利用 環境整備方針	※平成25年策定。平成33年(令和3年)からは「後期目標」の実施段階。 全区間の整備年は指定なし。											
(関連) 交通安全計画	第11次					第12次					第13次	

■早期実現事業の評価指標

早期実現事業	達成目標
①子育て世帯自転車環境改善事業	①子育てサポート機能付き区営自転車等駐車場の施設数 ②子育て送迎ルート（仮称）での連携施設数
②子どもの自転車損害賠償保険加入促進事業	③子どもの損害賠償保険加入者数（制度設計は令和3年度実施）
③民設民営自転車等駐車場協働の取組	④協定による協働駐車場設置数 ⑤協働駐車場設置による放置禁止区域指定・拡大駅数
④民間事業者と連携した全駅自転車サイクルポートの設置	⑥区内鉄道駅直近ポートの設置駅数

■計画全体の評価指標

評価指標		
快適・便利	利用者視点	①日常的な自転車利用トリップ数の維持（パーソントリップ調査に基づく整理）
		②港区自転車シェアリング利用回数の増加（回転率）
		③放置自転車の減少
		④区営自転車等駐車場の利用満足度の向上
安全	行政視点	⑤区営自転車等駐車場、民間協働駐車場の収容台数の確保
		⑥自転車サイクルポート設置数の増加
		⑦自転車走行空間の整備延長の増加
安全	安全	⑧自転車事故の死傷者数の減少
		⑨損害賠償保険加入者数の増加（港区民交通傷害保険加入者で評価）